

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策
(保健省による出入国制限措置の一部強化の発表)

2021年12月16日
在ギリシャ日本国大使館

12月15日、ギリシャ保健省は、オミクロン変異種に対する感染予防措置として、出入国制限措置の一部強化を発表しました。新たな措置は、12月19日(日)午前6時から有効とするとしています。

なお、今回の措置は未だ官報に掲載されておりませんので、詳細については判明次第、別途お知らせさせていただきます。

●全ての国(滞在が48時間未満の場合を除く)からの渡航者に対し、入国時に到着前48時間以内のPCR検査の陰性結果証明書の提示を求める。

※ワクチン接種証明書等を所持する場合でも必要となります。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp